第71期

定時株主総会招集ご通知

日時

平成29年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館８階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

FUDO TETRA

目次

- 第71期定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 5
  - 第１号議案　剰余金の処分の件
  - 第２号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件

（ご参考）
- コーポレートガバナンスに関する事項 …… 10

（添付書類）
- 事業報告 …… 14
- 連結計算書類 …… 35
- 計算書類 …… 38
- 監査報告書 …… 42

株式会社 不動テトラ

証券コード：1813

(証券コード 1813)
平成29年６月２日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小網町７番２号
株式会社不動テトラ
代表取締役社長 竹 原 有 二

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年６月22日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　**平成29年６月23日（金曜日）午前10時　（受付開始予定 午前９時）**

２．場　　所　**東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号**
東京証券会館 ８階 ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報 告 事 項　１．第71期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第71期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件

以 上

●法令および当社定款第16条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、当社ホームページ（http://www.fudotetra.co.jp/ir/ir-meeting-description.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
●株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（http://www.fudotetra.co.jp/）に掲載させていただきます。
●議決権行使書面とインターネット等で重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
●インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会への出席



同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時
平成29年6月23日(金)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

郵　送

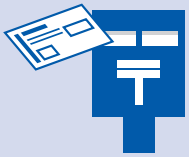

同封の議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただきご返送ください。

行使期限
平成29年6月22日(木)
午後5時30分到着分まで

インターネット等



当社指定の議決権行使サイト
にて各議案に対する賛否を
ご入力ください。

行使期限
平成29年6月22日(木)
午後5時30分受付分まで

詳細はP3-4をご参照ください。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
バーコード読取機能付携帯電話をご利用される方は左記のQRコードをご利用いただくと便利です。（ただし、毎日午前２時から午前５時まではお取り扱いを休止します。）

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードは、㈱デンソーウェーブの登録商標です。

（パソコンの場合）

議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする

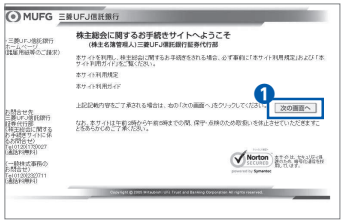

❶「次の画面へ」をクリック

2 ログインする

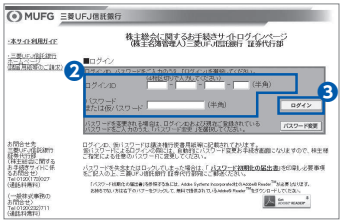

❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

❸「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する

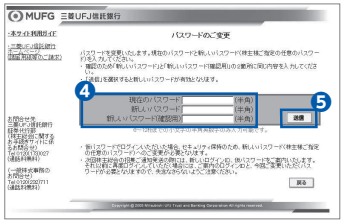

❹「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力。パスワードはお忘れにならないようご注意願います。

❺「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット等の接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット等の利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話からお手続きされる場合は、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が可能な機種をご利用ください。

インターネット等による議決権行使は、**平成29年６月22日（木曜日）午後５時30分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

ご注意事項

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

（2）インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

●株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いさせていただきます。

●株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前９時から午後９時まで

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元と経営基盤の強化を重要な経営課題と位置づけ、安定的に配当を継続することを基本方針としており、剰余金の配当につきましては財務および業績の状況等を総合的に勘案し、決定することとしております。

また、当社は、平成27年５月11日公表の「中期経営計画（2015～2017年度）」において「連結配当性向25％以上」を株主の皆様への還元目標とし、これを経営目標として定めております。

このような方針および目標のもと第71期の期末配当金につきましては、当社普通株式１株につき普通配当４円に、合併10周年記念配当２円を加え、次のとおり６円とさせていただきたいと存じます。

なお、これをご承認いただくと連結配当性向は38.4％となります。

● 期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金６円

（うち、普通配当４円、合併10周年記念配当２円）

配当総額　　986,877,960円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月26日

第２号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件

現在の監査等委員でない取締役全員（４名）は本総会の終結の時をもって任期満了となり、また、監査等委員でない取締役の半澤稔氏は平成28年８月28日に逝去され、任期途中で退任いたしました。つきましては、監査等委員でない取締役５名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	 竹原（たけはら）　有二（ゆうじ） （昭和25年７月31日生） 再任	昭和48年３月　当社入社 平成15年５月　当社ジオ・エンジニアリング事業本部副本部長 平成15年６月　当社執行役員 平成16年４月　当社取締役、当社代表取締役、執行役員副社長、ジオ・エンジニアリング事業本部長 平成18年３月　当社土木事業本部長 平成19年６月　当社建設本部長 兼 技術開発本部長 平成21年６月　当社内部統制担当 兼 技術開発担当 兼 安全環境本部管掌 平成22年６月　当社代表取締役社長（現任）、建設本部長 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 ジオ・エンジニアリング事業（現：地盤事業）本部長、土木事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および代表取締役社長として経営の指揮を執り、取締役会の議長として取締役会を適正に運営してきたこと等から、引き続き取締役候補者といたしました。	105,484株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
2	 おくだ　しんや 奥田　眞也 （昭和30年１月９日生） 再　任	昭和55年３月　当社入社 平成19年10月　当社東京本店副本店長 兼 第一営業部長 平成20年６月　当社執行役員 平成21年５月　当社建設本部地盤事業部長 平成22年６月　当社常務執行役員 平成23年４月　当社地盤事業本部長（現任） 平成23年６月　当社取締役 平成27年６月　当社代表取締役（現任） 当社執行役員副社長（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 東京本店副本店長、地盤事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および取締役、代表取締役として取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から、引き続き取締役候補者といたしました。	29,047株
3	 やました　あきら 山下　晃 （昭和28年８月13日生） 再　任	昭和53年４月　日本テトラポッド(株)入社 平成16年４月　(株)テトラ人事部長 平成18年４月　同社執行役員 平成18年10月　当社執行役員、管理本部総務部長 平成22年６月　当社管理本部企画財務部長 平成25年４月　当社常務執行役員（現任）、管理本部長（現任） 平成25年６月　当社取締役（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 総務部長、企画財務部長、管理本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および取締役、管理本部長として取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から、引き続き取締役候補者といたしました。	32,337株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
4	 しらかわ　えいじ 白川　英二 （昭和28年６月30日生） 再任	昭和47年３月　当社入社 平成18年10月　当社中部支店営業部長 平成20年１月　当社中部支店副支店長 平成20年６月　当社執行役員、中部支店長 平成26年４月　当社常務執行役員（現任）、土木事業本部長（現任） 平成26年６月　当社取締役（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 中部支店長、土木事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および取締役として取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から、引き続き取締役候補者といたしました。	52,719株
5	 なかにし　つとむ 中西　勉 （昭和30年10月20日生） 新任	昭和54年４月　日本テトラポッド(株)入社 平成16年４月　(株)テトラ東京支店次長 平成17年４月　同社執行役員 平成18年10月　当社執行役員、東京支店長 平成21年５月　当社建設本部土木事業部長 平成23年４月　当社土木事業本部副本部長 平成28年４月　当社常務執行役員（現任） 平成28年８月　当社ブロック環境事業本部長（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 建設本部土木事業部長、土木事業本部副本部長、ブロック環境事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること等から、新たに取締役候補者といたしました。	24,230株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式数には、役員持株会の持分が含まれています。
3. 監査等委員でない取締役の選任に関する監査等委員会の意見については、以下のとおりです。
監査等委員でない取締役の選任については、監査等委員会において、「指名・報酬諮問委員会」に出席した監査等委員である社外取締役３名の意見も踏まえ、取締役会で定めた「取締役会の構成、規模に関する考え方」、「取締役候補者の指名の方針・手続」等に照らし、審議した結果、監査等委員会として特に指摘すべき事項はないとの結論に至りました。

4. 本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は以下のとおりとなる予定です。

氏　名	当社における地位および担当	代表取締役	監査等委員	社外取締役	独立役員	指名・報酬諮問委員
竹原　有二（※1）	取締役社長	○				○
奥田　眞也	取締役 執行役員副社長 地盤事業本部長	○				
山下　晃	取締役 常務執行役員 管理本部長					
白川　英二	取締役 常務執行役員 土木事業本部長					
中西　勉	取締役 常務執行役員 ブロック環境事業本部長					
松村　雅博（※2）	取締役　常勤監査等委員		○			
永田　靖一（※3）	社外取締役　監査等委員		○	○	○	○
寺澤　進	社外取締役　監査等委員		○	○	○	○
長谷川　宅司	社外取締役　監査等委員		○	○	○	○

※1. 取締役会議長
※2. 監査等委員会議長
※3. 指名・報酬諮問委員会議長

以　上

1．経営の基本方針

当社は国土づくりを通して社会に貢献し続けるという使命をステークホルダーに広くご理解いただき、それに向けた価値観、目標を当社グループ内で共有するため、以下の通り経営理念を定めております。

Ｍｉｓｓｉｏｎ（使命）：豊かで安全・安心な国土づくりに貢献します
Ｖａｌｕｅ　（価値観）：あらゆる変化を進化に換えて未来に向かって歩み続けます
Ｖｉｓｉｏｎ　（目標）：世代を超えて生き続ける独自の技術を提供します

また、この経営理念を実現すべく、「土木、地盤改良、ブロックの３事業が協調し、海に陸に、持続的な成長を目指します」を経営方針としております。

2．コーポレートガバナンスの基本的な考え方

コーポレートガバナンスは、企業経営の健全性と効率性を高めるための意思決定の仕組みないし会社運営の規律であり、その充実・強化は、当社グループのステークホルダーの権利、利益の尊重と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、当社グループの経営理念の実現を目指し、持続的な成長・発展を図るために取り組むべき最優先の経営課題の一つであると考えております。

当社は、当社グループの経営理念の実現に向け、コーポレートガバナンスの実効性、透明性を高めるとともに、当社グループに最適なコーポレートガバナンスの仕組み、運営のあり方を永続的に追求していく方針です。

平成29年３月31日現在

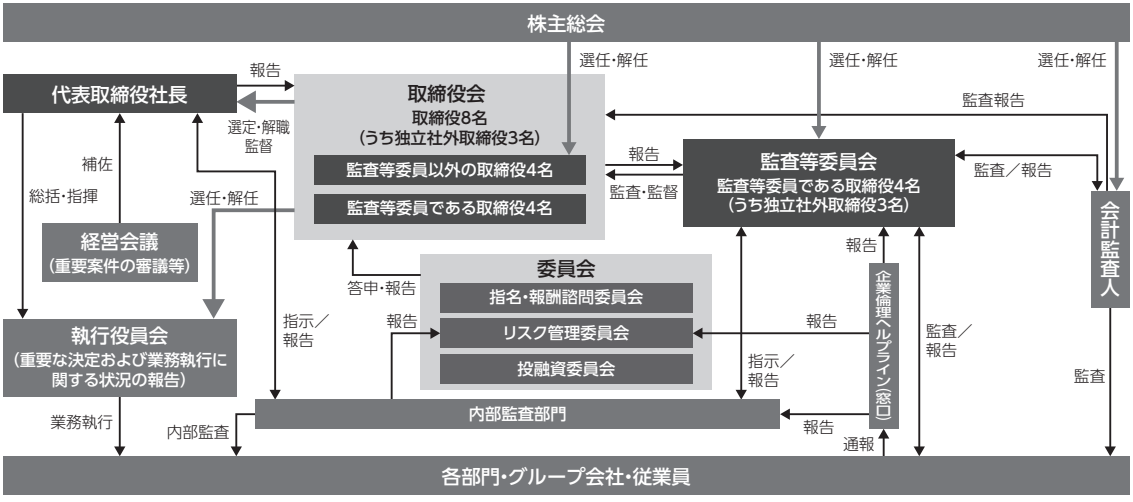

【取締役会】
取締役会は重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任し、これにより会社の方向性などの、より重要な事項に対する審議の充実を図っています。
取締役会の構成は、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役４名（うち独立社外取締役3名）となっています。
また、社外取締役には、多様な専門分野の知識、経験を有し、かつ当社が独自に定める独立性基準に抵触しない者を選任しています。これら独立社外取締役の独立的、客観的な立場からの意見、監督を受けることにより、取締役会全体としての実効性を高めていきます。また、取締役会の実効性の点検およびその改善、向上を図るため、年１回、各取締役による自己評価も踏まえ、実効性の評価を行い、その結果を開示しています。
【監査等委員会】
監査等委員会は、４名（うち独立社外取締役3名）で構成されており、常勤監査等委員１名を選任しています。監査等委員会は、月1回開催し、必要な決議、同意、協議および報告を行い、決定した監査方針、監査計画に基づき、監査・監督します。
監査等委員は、内部監査部門と定期的に意見・情報を交換するとともに、代表取締役社長とも定期的に意見交換会を開催するなどして、監査等委員会として情報の収集・共有を図り、監査・監督の実効性の向上を図ることとしています。
【指名・報酬諮問委員会】
独立社外取締役（監査等委員）３名と代表取締役社長で組織し、委員長（議長）は社外取締役が務めており、取締役の指名、報酬に関する決定の透明性、客観性の向上を図っています。

３．取締役会の構成、規模についての考え方

取締役会は、その職責に鑑み、様々な経験、専門性を有する多様な人材で構成され、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスが最適となるよう人選する考えです。
当社の取締役会の規模については、現行定款は15名以内（監査等委員以外の取締役９名以内、監査等委員である取締役６名以内）と定めておりますが、現行の機関設計、会社規模等を踏まえ、取締役会がその多様性、継続性を確保しつつ、その役割、責務を効果的に果たす観点から適切な員数とします。
当社の現行の取締役員数は８名（うち独立社外取締役３名）となっております。

4．取締役候補者の指名の方針、手続

当社は、取締役会において、取締役候補の指名と経営陣幹部の選任を行うに当たっての方針と手続を次の通り定めております。

当社の取締役会の構成、規模の考え方を踏まえ、経営理念を実現するため、経営の基本方針等を決定し、取締役及び執行役員の職務執行を監督するという取締役会の役割、責務に照らし、この職務を果たすことができる人物を取締役候補として指名します。

取締役候補は、その理由を明らかにしたうえ、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会の決議により指名します。

取締役候補の指名案は、指名・報酬諮問委員会で審議のうえ、その答申に基づき作成し、取締役会に付議します。

監査等委員である取締役については、上記の方針、手続に加え、取締役の職務執行を監督、監査するという監査等委員会の役割、責務に照らし、この職務を適切に遂行できる人物を監査等委員である取締役候補として指名します。また、少なくとも財務・会計に関する適切な知見を有している者を１名以上指名します。

また、監査等委員である取締役候補の指名にあたっては、監査等委員会の同意を得ます。

当社の経営陣幹部である会長、社長及び代表取締役の選任にあたっては、上記の取締役候補の指名と同様の方針、手続に準じて、選任します。

5．社外取締役の独立性判断基準

当社は、㈱東京証券取引所が定める基準より厳しい「社外取締役の独立性判断基準」を取締役会の決議により定めています。

当社は、この基準に抵触していない者を社外取締役候補として指名することにしており、社外取締役の全員（３名）を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」は次の通りです。

（1）当社の親会社又は兄弟会社並びにこれらの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員及び使用人をいい、以下、同様とする。）及び非業務執行取締役、監査役、会計参与（以下、非業務執行者という。）

（2）当社を主要な取引先とする者（※１）若しくはその業務執行者、非業務執行者または当社の主要な取引先（※２）若しくはその業務執行者、非業務執行者

※１「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引による過去３年の平均の年間売上高が取引先の連結売上高の２％以上である者をいう。

※２「当社の主要な取引先」とは、以下の者をいう。

ａ.当社との取引による過去３年の平均の年間売上高が当社の連結売上高の２％以上の取引先

ｂ.主要な借入先（当社の連結総資産の２％以上の借入金）

ｃ.主幹事証券

（3）コンサルタント、会計専門家または法律専門家（※３）であって、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※４）を得ている者、または当社と継続的な委託契約関係にある者

※３「コンサルタント、会計専門家または法律専門家」が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。

※４「多額の金銭その他の財産」とは、過去３年の平均で年間1,000万円以上のもの、または相手先の総収入の２％以上のものをいう。

（4）当社の大株主（※５）の業務執行者、非業務執行者

※５「大株主」とは、当社株式の保有が上位10位以内の株主をいう。

（5）当社からの多額の寄付先（※６）及びその業務執行者、非業務執行者

※６「多額の寄付先」とは、過去３年の平均で年間1,000万円以上または相手先の総収入の２％以上の寄付をした相手先をいう。

（6）当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者、非業務執行者

（7）過去10年間において（1）から前（5）までに該当していた者

（8）過去、当社及び当社の子会社の業務執行者、非業務執行者であった者

（9）（1）から前（8）までのいずれかに掲げる者の近親者（配偶者、二親等内の親族）

6．資本政策の基本方針

当社は、株主価値を中長期的に高めるためには、安定した収益基盤を構築することが必要との考えであり、そのための資本政策は、「資本効率性の向上」、「株主への還元」、「財務健全性の維持」を軸に、３つのバランスを保ちつつ進めていくことを基本方針といたします。

（1）資本効率性の向上

株主の皆様からお預かりした資本を効率的に活用し、安定的に収益をあげていくことが株主価値を高めるうえで重要であり、中期経営計画では自己資本当期純利益率（ROE）を８%以上とすることとしております。

（2）株主への還元

安定配当を継続することを基本としつつ、利益に対する還元目標として、中期経営計画では配当性向を25%以上とすることとしております。

（3）財務健全性の維持

持続的な成長と経営の安定性を保つ観点から、成長投資や突発的なリスクへの備えとして、株主資本の水準を維持することとしております。

以　上

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費に弱さがみられるものの、輸出や生産の持ち直しの動きにより緩やかな回復基調が続きました。

建設業界におきましては、公共建設投資は補正予算が押し上げ要因となり、また民間建設投資は住宅着工が堅調に推移するなど共に増加し、市場は良好な環境が続きました。

当社グループにおきましては、中期経営計画（2015～2017年度）に基づき、安定した収益基盤の構築を基本方針とし、国土強靭化に関する防災・減災市場に対して独自の技術や製品の強みを活かしてグループ各社が連携して計画の達成に取り組んでまいりました。

また、公共インフラの老朽化対策が社会資本整備の重点分野と位置づけられるなど建設市場の変化が確実に進みつつあることから、将来の市場ニーズに応えることができる技術・商品の開発を強化し、技術力・施工力を支える人材の確保と育成並びに設備の更新を図り、今後の課題解決に向け注力してまいりました。

この結果、受注高は70,612百万円（前期比3.3%増）と増加し、売上高も67,157百万円（前期比4.9%増）と増収となりました。

利益面では、増収に加え完成工事総利益率の改善により営業利益3,809百万円（前期比22.2%増）、経常利益3,848百万円（前期比28.8%増）となり、また親会社株主に帰属する当期純利益は2,568百万円（前期比27.9%増）といずれも増益となりました。

また、期初に掲げた営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益の業績目標についても、全てにおいてこれを上回ることができました。

当期の配当につきましては、株主還元の方針・目標に基づき当初より公表しておりますとおり、普通配当を４円とするとともに、昨年10月１日に合併10周年を迎え、株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、2円の記念配当を加え、併せて普通株式１株当たり6円としてお諮りさせていただきます。

事業別の概況は次のとおりです。

【土木事業】

受注高は34,238百万円（前期比7.7%増）、売上高は36,667百万円（前期比10.7%増）となりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰越高は、30,774百万円となっております。

主要な受注工事名	事業主体
新東名高速道路　滝沢川橋他1橋(下部工)工事	中日本高速道路株式会社
平成28－29年度　和田トンネル工事	国土交通省四国地方整備局
名瀬港(本港地区)岸壁(－7.5m)(改良)工事(第3次)	国土交通省九州地方整備局

主要な完成工事名	事業主体
国道45号　南三陸地区道路改良工事	国土交通省東北地方整備局
新東名高速道路　下糟屋第一高架橋他2橋(下部工)工事	中日本高速道路株式会社
細島港(外港地区)防波堤(南沖)ケーソン製作工事	国土交通省九州地方整備局

【地盤改良事業】

受注高は31,976百万円（前期比0.3％減）、売上高は25,998百万円（前期比1.7％減）となりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰越高は、18,082百万円となっております。

主要な受注工事名	事業主体
㈱タダノ香西工場地盤改良工事	株式会社タダノ
新南陽N7地盤改良工事	国土交通省中国地方整備局
竹原火力新１号機設備更新工事　ボイラ基礎地盤改良工事	電源開発株式会社
主要な完成工事名	事業主体
りゅうせき八重山支店移転工事	株式会社りゅうせき
新浦安液状化対策工事	スターツデベロップメント株式会社
厚岸漁港(湖南地区)海上地盤改良工事	国土交通省北海道開発局

【ブロック事業】

受注高は4,362百万円（前期比9.8％減）、売上高は4,470百万円（前期比4.9％減）となりました。これに伴い、当連結会計年度末の繰越高は、575百万円となっております。

主要な受注プロジェクト名	事業主体
廃棄物響灘東護岸(消波ブロック製作)工事	北九州市
金沢港(大野地区)防波堤(西)(改良)消波工事	国土交通省北陸地方整備局
一般国道251号道路災害防除工事(西郷工区 消波工)	長崎県

(単位：百万円)

区　　分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
土 木 事 業	33,203	34,238	36,667	30,774
地盤改良事業	12,104	31,976	25,998	18,082
ブロック事業	683	4,362	4,470	575
そ　の　他	44	544	555	33
調　整　額（※）	△117	△509	△533	△92
合　　計	45,917	70,612	67,157	49,372

（※）セグメント間の取引の相殺消去及びその他の調整額

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は648百万円であり、その主なものは、地盤改良用の機械・設備及び消波・根固ブロック製作用型枠の取得によるものであります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、主要市場とする公共建設投資につきましては、短期的には全体の事業量に変化はないものの、政府は重要施策分野などに重点的に予算を投入する傾向にあることから、当社の事業毎の業績にそれぞれ異なる影響を及ぼしております。また、中長期的には震災復興需要が減少し、建設投資は、社会資本の老朽化対策及び維持管理にシフトしていくものと考えられます。

このような事業環境の下で、当社グループは短期的には需要の変動に機動的かつ柔軟に対応するため全社で経営資源配分を最適化し収益性の維持・改善に取り組むことが課題となります。

また、中長期的には施工力を維持するための人材の確保と育成や設備の更新、国内の既存市場の縮小に備えるための新たな独自技術と商品の開発や海外市場の開拓、更に働き方改革の推進とICT(*1)等を活用した建設現場の生産性向上「i-Construction」(*2)への取り組みが重要なテーマとなります。

当社は当期よりコーポレートガバナンスの強化を図るため監査等委員会設置会社に移行しましたが、ガバナンスの継続的な強化を進めるとともに、資本効率や株主還元の向上等に取り組むなどステークホルダーの視点での経営を実践し、中長期的に企業価値の向上に資する収益力の維持、強化に取り組んでまいります。

このような課題に着実に対処することで、中長期的に安定して株主の皆様の期待に応え、当社の使命とする「豊かで安全・安心な国土づくりに貢献する」ことができるものと確信しております。

なお、中期経営計画（2015～2017年度）は、２年目を終え計画を上回る水準で着実にその成果を積み上げており、最終年度となる次年度は、計画の完全達成に向け取り組んでまいりますとともに新たな中期経営計画に繋げる重要な年度と位置付けております。

*1　情報や通信に関する技術の総称（Information＆Communication Technology）

*2　ICTの活用、規格の標準化および施工時期の平準化等により建設現場の生産性を向上させる国土交通省の政策

中期経営計画（2015～2017年度）の概要と当期までの成果は次のとおりです。

【基本方針】

（１）安定した収益基盤の構築

・国土強靭化、リニューアル需要などの分野での受注に注力する
・次世代のニーズに応えることができる技術、商品開発を強化する
・技術力、施工力を支える人材の確保と育成に積極的に取り組む
・技術力、施工力を支える設備の更新を計画的に進める

（２）ステークホルダーの視点での経営の確立

・コーポレートガバナンスの強化、資本効率性の維持、株主還元の向上等に取り組む

【経営目標】

中期経営計画(2015～2017年度)			2015年度の成果	2016年度の成果
業績目標	3ヵ年での連結営業利益	90億円以上	31億円	38億円
資本効率性目標	自己資本当期純利益率（ＲＯＥ）	8%以上	9.7%	11.6%
株主還元目標	連結配当性向	25%以上	32.8%	38.4%

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

9. 財産および損益の状況の推移

区　　分	第　68　期 平成26年３月期	第　69　期 平成27年３月期	第　70　期 平成28年３月期	第　71　期 平成29年３月期
受　　注　　高（百万円）	73,678	67,637	68,359	70,612
売　　上　　高（百万円）	72,434	70,718	64,004	67,157
経　常　利　益（百万円）	4,411	5,091	2,987	3,848
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,821	3,900	2,008	2,568
１株当たり当期純利益（円）	23.23	23.71	12.21	15.64
総　　資　　産（百万円）	50,152	48,120	45,927	47,361

10. 重要な親会社および子会社の状況（平成29年３月31日現在）

（1）親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ソイルテクニカ	150百万円	100%	地盤改良工事の施工
Fudo Construction Incorporated	2百万米ドル	100%	米国での地盤改良工事の施工
高橋秋和建設株式会社	60百万円	66.7%	建設工事の施工
株式会社三柱	250百万円	100%	消波・根固ブロック製作用型枠の賃貸
東亜土木株式会社	50百万円	100%	消波・根固ブロック製作用型枠の賃貸
福祉商事株式会社	30百万円	88.3%	保険代理業・環境用設備の販売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記(2)子会社の状況に記載している６社であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

11. 主要な事業内容 (平成29年３月31日現在)

当社グループは、土木事業、地盤改良事業及びブロック事業を主な事業とし、これらに関連する事業も行っております。

12. 主要な営業所等 (平成29年３月31日現在)

(1) 当社

本社　東京都中央区日本橋小網町７番２号

本・支店

東京本店（東京都中央区）	北海道支店（札幌市）
東北支店（仙台市）	北関東支店（さいたま市）
千葉支店（千葉市）	横浜支店（横浜市）
北陸支店（新潟市）	中部支店（名古屋市）
大阪支店（大阪市）	中国支店（広島市）
四国支店（高松市）	九州支店（福岡市）

営業所及び事務所　国内　18箇所
海外　2箇所（ホーチミン駐在員事務所、ジャカルタ駐在員事務所）

研究所　総合技術研究所（土浦市）

(2) 子会社

株式会社ソイルテクニカ	(本社　東京都中央区)
Fudo Construction Incorporated	(本社　米国カリフォルニア州サンマテオ)
高橋秋和建設株式会社	(本社　秋田県由利本荘市)
株式会社三柱	(本社　東京都江東区)
東亜土木株式会社	(本社　東京都中央区)
福祉商事株式会社	(本社　東京都台東区)

13. 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

企業集団

従業員数	前期末比増減
862人	10人減

当社

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
730人	9人増	47.4歳	21.9年

14. 主要な借入先（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	405百万円
三井住友信託銀行株式会社	150百万円
株式会社三井住友銀行	150百万円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　272,559,104株
(2) 発行済株式の総数　164,479,660株（自己株式17,545,568株を除く）
(3) 株　　主　　数　　25,290名
(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,303千株	4.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,827千株	2.9%
ＭＳＣＯ　ＣＵＳＴＯＭＥＲ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	4,319千株	2.6%
新　日　鐵　住　金　株　式　会　社	4,063千株	2.5%
日　鉄　鉱　業　株　式　会　社	3,409千株	2.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,324千株	2.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	2,419千株	1.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	2,348千株	1.4%
前　田　　保	2,215千株	1.3%
ＣＢＮＹ-ＧＯＶＥＲＮＭＥＮＴ　ＯＦ　ＮＯＲＷＡＹ	2,159千株	1.3%

（注）　持株比率は自己株式を控除し計算しております。なお、自己株式には、役員報酬ＢＩＰ信託（持株数495,968株）は含まれません。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項（平成29年３月31日現在）

１．取締役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	竹　原　有　二	
代表取締役 (執行役員副社長)	奥　田　眞　也	地盤事業本部長
取　締　役 (常務執行役員)	山　下　　晃	管理本部長
取　締　役 (常務執行役員)	白　川　英　二	土木事業本部長
取　締　役 (常勤監査等委員)	松　村　雅　博	
取　締　役 (監査等委員)	永　田　靖　一	
取　締　役 (監査等委員)	寺　澤　　進	
取　締　役 (監査等委員)	長谷川　宅　司	

(注) 1. 取締役 永田靖一、寺澤進及び長谷川宅司の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員を除く）及び使用人からの情報収集並びに重要な社内会議における情報共有を可能とし、内部監査部門と監査等委員会との連携を確保することにより、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、松村雅博氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員 寺澤進氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 永田靖一、寺澤進及び長谷川宅司の３氏の重要な兼職の状況は、後記５．社外役員に関する事項に記載しております。
5. 取締役 永田靖一、寺澤進及び長谷川宅司の３氏を、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりです。
① 新任
平成28年６月23日開催の第70期定時株主総会において、新たに、松村雅博、永田靖一、寺澤進及び長谷川宅司の４氏が監査等委員である取締役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
② 退任
平成28年６月23日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって、監査役 中津伸一氏が任期満了により退任いたしました。
平成28年６月23日開催の第70期定時株主総会決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、第70期定時株主総会終結の時をもって、監査役 松村雅博、植村公彦及び寺澤進の３氏が任期満了により退任いたしました。
平成28年８月28日、取締役 半澤稔氏が逝去により退任いたしました。なお、同氏は退任時において、常務執行役員 ブロック環境事業本部長でありました。

（注）7. 当社は、執行役員制度を採用しております。平成29年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりです。

役　位	氏　名	担　当　業　務
執行役員副社長	森　川　雅　行	建設事業管掌
執行役員副社長	河　﨑　和　明	建設事業管掌
常務執行役員	山　崎　政　俊	建設事業管掌
常務執行役員	中　西　　勉	ブロック環境事業本部長
常務執行役員	木　下　　昇	東京本店長
常務執行役員	濵　野　尚　則	九州支店長
常務執行役員	細　坂　晋一郎	東北支店長
執　行　役　員	西　　公　博	管理本部総務人事部長
執　行　役　員	北　川　昌　一	管理本部企画財務部長
執　行　役　員	小　林　弘　樹	中部支店長
執　行　役　員	錦　織　和紀郎	ブロック環境事業本部副本部長 兼 技術部長
執　行　役　員	平　野　博　明	安全品質環境本部長
執　行　役　員	岡　村　元　嗣	大阪支店長
執　行　役　員	岡　田　輝　久	地盤事業本部副本部長 兼 工事部長
執　行　役　員	廣　谷　信　行	地盤事業本部副本部長 兼 営業部長
執　行　役　員	只　野　秋　彦	土木事業本部副本部長 兼 技術部長
執　行　役　員	川　口　明　則	土木事業本部副本部長 兼 工事部長
執　行　役　員	大　林　　淳	地盤事業本部副本部長 兼 技術部長
執　行　役　員	米　谷　　清	土木事業本部副本部長 兼 営業部長
執　行　役　員	権　代　明　人	ブロック環境事業本部副本部長 兼 営業部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員会設置会社移行前（第70期定時株主総会（平成28年6月23日）終結の時まで）は社外取締役及び社外監査役全員と、監査等委員会設置会社移行後（第70期定時株主総会（平成28年6月23日）終結の時以降）は監査等委員である取締役全員と、それぞれ会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項の定める最低責任限度額です。

3. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

（1）監査等委員会設置会社移行前（平成28年4月1日から第70期定時株主総会（平成28年6月23日）終結の時まで）

区　分	報酬等の額	
	(百万円)	人員(名)
取締役 (うち社外取締役)	41 (2)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11 (7)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	52 (9)	10 (4)

(注) 1. 取締役に対する金銭報酬支給限度額は、年額250百万円以内であります。(平成15年6月27日第57期定時株主総会決議)
2. 監査役に対する金銭報酬支給限度額は、年額65百万円以内であります。(平成6年6月29日第48期定時株主総会決議)

（2）監査等委員会設置会社移行後（第70期定時株主総会（平成28年6月23日）終結の時から平成29年3月31日まで）

区　分	報酬等の額 (百万円)	金銭報酬				業績連動型株式報酬	
		基本報酬(固定)		業績連動型報酬(賞与)			
		人員(名)	総額(百万円)	人員(名)	総額(百万円)	人員(名)	総額(百万円)
監査等委員でない 取締役 (うち社外取締役)	154 (0)	5 (0)	65 (0)	5 (—)	70 (—)	5 (—)	19 (—)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	32 (19)	4 (3)	32 (19)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計 (うち社外取締役)	185 (19)	9 (3)	96 (19)	5 (—)	70 (—)	5 (—)	19 (—)

(注) 1. 上表の人員には、当事業年度中に任期途中で退任した監査等委員でない取締役１名が含まれております。
2. 上表の業績連動型報酬（賞与）の総額には、役員賞与引当額が含まれております。
3. 上表の業績連動型株式報酬の総額は、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（当社株式について、当社が拠出した金銭を原資として当社が設定した信託が取得し、当該信託を通じて各監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行う株式報酬制度）に関して、当事業年度中に総数111,402ポイント（対応する当社株式数にして111,402株相当）を付与した株式交付ポイントに係る費用計上額であります。なお、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して一事業年度当たりに付与する株式交付ポイントの総数の上限は320,000ポイントであります。(平成28年6月23日第70期定時株主総会決議)
4. 監査等委員でない取締役に対する金銭報酬支給限度額は、年額250百万円以内であり、監査等委員である取締役に対する金銭報酬支給限度額は、年額80百万円以内であります。(平成28年6月23日第70期定時株主総会決議)

4. 報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及びその決定方法（監査等委員会設置会社移行後）

（1）取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、次の方針、手続に基づき決定しております。

① 報酬決定の方針

取締役（経営陣幹部である取締役会長、取締役社長及び代表取締役を含む。）の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、a.基本報酬（固定）、b.業績連動型金銭報酬（賞与）、ｃ.業績連動型株式報酬により構成します。

ただし、社外取締役の報酬については、職責に照らしその独立性を重視する観点から、基本報酬（固定）のみとします。

ａ.取締役の基本報酬（固定）については、その役位、職務などを勘案し、相応な金額とします。

ｂ.取締役の業績連動型金銭報酬（賞与）については、連結業績（営業利益、当期純利益など）の達成度等に応じて決定します。

ｃ.取締役の業績連動型株式報酬については、株式交付信託の仕組みを用い、連結業績（当期純利益、ROEなど）の達成度に応じて付与する株式交付ポイントに基づき、当社株式の交付及び金銭の支給を行います。

なお、ｂ.業績連動型金銭報酬（賞与）及びｃ.業績連動型株式報酬については、会社業績と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役の貢献意欲を高めるため、報酬全体に占める割合を適切に設定します。

上記の方針を踏まえ、現状においては、ａ.基本報酬（固定）及びｂ.業績連動型金銭報酬（賞与）、ｃ.業績連動型株式報酬の基本額（業績連動型報酬については業績目標100％達成時の基準額をいう）の報酬全体に占める割合を概ねａ.70％、ｂ.20％、ｃ.10％と設定しております。また、ｂ.業績連動型金銭報酬（賞与）及びｃ.業績連動型株式報酬の業績に連動する報酬の変動幅を基本額又は基本ポイントに対し０～200％としております。

② 報酬決定の手続

取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立社外取締役全員と取締役社長で組織する指名・報酬諮問委員会（委員長は独立社外取締役）を設置し、審議の上、その答申に基づき、取締役会において具体的に決定します。取締役の基本報酬（固定）及び業績連動型金銭報酬（賞与）については、株主総会で承認を受けた監査等委員以外の取締役の報酬等の総額の範囲内とします。

（2）監査等委員である取締役の報酬

① 報酬決定の方針

監査等委員である取締役の報酬は、職責に照らしその独立性を重視する観点から、常勤・非常勤の区分に応じた基本報酬（固定）のみとします。

② 報酬決定の手続

監査等委員である取締役の報酬の決定にあたっては、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬等の総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって、具体的に決定します。

5. 社外役員に関する事項

地位	氏名	重要な兼職状況	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係	当事業年度における主な活動状況
取締役(監査等委員)	永田 靖一	学校法人帝京大学 教授	当社との間に特別な関係はありません。	—	取締役会 17回中全てに出席 監査等委員会 10回中全てに出席 企業役員経験者としての豊富な経験及び大学教授としての高い知見を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
	寺澤 進	—	—	—	取締役会 17回中全てに出席（うち3回は監査役として出席） 監査役会 2回中全てに出席 監査等委員会 10回中全てに出席 公認会計士としての専門的な知見及び豊富な実務経験を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
	長谷川 宅司	弁護士法人三宅法律事務所 代表社員	当社との間に特別な関係はありません。	—	取締役会 14回中全てに出席 監査等委員会 10回中全てに出席 弁護士としての専門的な知見及び豊富な実務経験を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
		株式会社シティーヒル 社外監査役	当社との間に特別な関係はありません。		

（注）取締役 長谷川宅司氏につきましては、平成28年6月23日就任後の状況を記載しております。

Ⅴ．会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	43,500千円
(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、過年度の監査実績の分析・評価、当事業年度の監査計画と過年度の実績の対比を踏まえつつ、当事業年度の監査計画における監査時間、要員計画、報酬額の見積りの根拠及び会計監査人の職務執行状況などについて確認、検証した結果、上記報酬等の額を妥当と評価し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3．非監査業務の内容

該当事項はありません。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当する場合のほか、会計監査人としての適切な職務遂行に支障がある場合など、監査等委員会がその必要があると判断したときには、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査等委員会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当する場合、監査等委員会が監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任することがあります。これにより会計監査人を解任した場合は、監査等委員会が選定した監査等委員が解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した理由を報告します。

5．会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

Ⅵ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社グループ（当社及び当社の子会社をいう。）は、経営の効率性と健全性を確保しつつ、経営理念に沿って事業活動を展開することにより、継続的な企業価値の向上と当社グループの発展を目指してまいります。このため、以下のとおり内部統制システムを整備、運用し、法令遵守の徹底と業務の有効性、効率性及び財務報告の信頼性の確保を図ってまいります。なお、当事業年度においては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、平成28年6月23日付で監査役に関係する体制の変更等を内容とした一部改正を取締役会で決議しており、以下では、当事業年度末日における取締役会決議の内容を記載しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、会社の機関を取締役会、監査等委員会及び会計監査人によって構成する。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき経営上の重要事項を決定し、または各取締役（監査等委員である取締役を除く。）から業務執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務の執行を監督する。

各取締役は、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議に基づき職務を適正に執行するとともに、他の取締役による職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

当社グループの経営理念、経営方針を当社グループの役員、社員が共有し、すべての業務運営の基準にするとともに、当社グループの行動規範を遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図る。

取締役及び部門長は、これらの経営理念等に基づく事業方針を役員、社員に周知、徹底する。また、コンプライアンス規程に基づき、部門長及びグループ会社社長をそれぞれ主管する部署及び会社のコンプライアンス推進責任者に任命し、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を中心に、継続的に当社グループ内のコンプライアンスに関する体制の整備、拡充を図る。

各部門、部署は、業務が法令、社内規程等に基づき適正に行われているか常に自律的に監督し、これらの違反行為を未然に防止することに努める。内部監査部門は、内部監査等により当社グループにおいて法令違反等の重大な事項を発見した場合は、直ちに取締役社長及び監査等委員に報告する。

企業倫理ヘルプラインは、当社グループの役員、社員を対象とし、法令遵守と企業倫理に関する通報、相談を適切に受付け対応する。

関係法令の遵守を目的として、継続的に研修会を実施し、コンプライアンスマニュアルを作成、配布するなど教育、啓蒙体制を拡充する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁文書、契約書その他の取締役の業務執行に関わる情報については、法令及び取締役会規程、文書管理規程その他の社内規程に基づき、適切に保存、管理する。重要な会社情報については、法令、証券取引所規則、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則に基づき、適時かつ適切に開示する。

情報管理基本規程に基づき、情報管理に関する体制の整備、運用を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、部門長及びグループ会社社長をそれぞれ主管する部署及び会社のリスク管理推進責任者に任命し、主管する事項のリスクマネジメントを自律的に展開するとともに、リスク管理委員会がグループ全体を統括管理し、リスクマネジメントに関する重要事項については、取締役会に報告する。

また、危機管理規程に基づき、危機発生時における緊急対応等、危機管理に関する体制の整備、運用を図る。

重大災害等の経営、事業に重大な影響を与える事象が発生したときに備え、原則として子会社も含めて訓練、教育等を行う。

重大災害等の緊急時には、その対応を定めた各種マニュアル等に基づき、当社グループとして迅速に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営に関する重要な事項は、取締役会に付議するとともに、定められた一定の事項については、経営会議の審議を経て執行する。

また、取締役会の諮問機関として委員会を設け、経営の意思決定を補佐、補完する。

業務執行については、業務執行体制の強化と効率化を図るため、取締役会の下に執行役員制度を設け、各執行役員の役位、担当業務を定め、業務の執行にあたらせる。執行役員を構成員とする執行役員会において、経営に関する重要な決定及び業務執行に関する状況を報告する。

また、組織規程、職務権限規程等により、部門長の権限と責任を明確にする。

当社は、当社グループ全体の中期経営計画、年度計画を策定し、子会社に対し、グループファイナンスの実施など必要な助言、支援を行い、子会社の事業、組織、人員、職務分掌及び職務権限等を定期的に確認するなど、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう管理する。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程において、子会社が当社に事前に承認を受けるべき事項及び業績、決算等の報告事項を定め、当社に対する報告を義務づける。

当社の子会社所管部門は、子会社の業務執行に関する状況の定期的な報告を受け、子会社の経営の重要事項については、当社の取締役会もしくは経営会議においてその方針を決定し、または報告する。

子会社の取締役または監査役に当社の役員、社員を原則として1名以上派遣し、定期的に子会社の社長会を開催するなどして、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営を適切に管理し、モニタリングする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役、使用人に関する事項

当社は、監査等委員会が適切に職務を遂行できるよう、監査等委員のなかに常勤の監査等委員を選定するとともに、総務部門及び内部監査部門の指定された社員は、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の補助者として監査等委員会の業務を補助する。

(7) 監査等委員会の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の補助者の人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得るものとする。監査等委員会は、監査等委員会の補助者の人事考課について、意見を述べることができる。

(8) 監査等委員会の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、その職務の補助に関し、監査等委員会の補助者へ直接指揮命令することができ、監査等委員会の補助者は、これに従い誠実に職務を遂行し、適宜、監査等委員会に指示事項の進捗を報告しなければならない。

(9) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

当社グループの役員、社員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実及びその他監査等委員会と協議して定める事項について、監査等委員会に報告する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、監査等委員会に対し監査等委員会の監査等において必要な事項につき報告する。また、取締役会、経営会議、執行役員会、リスク管理委員会等、重要な会議において、当社グループの内部統制システムの機能状況を含め重要な経営事項について、監査等委員会と情報を共有する。

内部監査部門は、監査等委員との定例打ち合わせ会を開くなど、当社グループにおける相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について、情報や意見を交換する。

子会社の監査役は、定期的に開催される監査等委員との連絡会に出席し、子会社の監査状況等について監査等委員会に報告する。

総務部門は、当社グループにおける企業倫理ヘルプラインによる内部通報の状況等について、適宜、監査等委員会に報告する。

(10) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社グループの役員、社員に対し前号の報告を理由として不利な取扱いを行わない。

当社グループは、企業倫理ヘルプラインについて、当社グループの役員、社員が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないよう規定し、運用する。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、監査等委員の申請に基づき予算を設けるとともに、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に必要であると認められる費用を負担する。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員会が監査方針、監査計画に従い適切に職務が行えるよう、体制の整備に留意する。取締役社長及び監査等委員でない取締役は、監査等委員と定期的に意見交換会を開催するなど、監査等委員との情報や意見の交換に努める。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保すべく、財務の内部統制システムの整備・運用に関する規程、ルールを定め適切に運用するとともに、財務報告に係る有効性を継続的に評価し、維持、改善を図る。

(14) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による反社会的行為の根絶に向け、関係行政機関や特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、情報の共有を図り、当社グループへの反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処するとともに、反社会的勢力の活動を助長し、または運営に資することとなる取引を未然に防止できる体制を整備し運用を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、グループ全体で企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスを一層強化することを目的として、平成28年6月23日付けで監査等委員会設置会社へ移行しています。

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

当社は、リスク管理委員会（年4回開催）において決定した当事業年度のコンプライアンス計画に基づき、役員及び社員に対し必要なコンプライアンスに関する研修や会議体等での説明等により、関係法令を遵守する取り組みを継続的に行っています。

また、リスク管理委員会においてはコンプライアンス計画の進捗や企業倫理ヘルプラインへの通報の有無とその内容について、取締役会においては監査等委員会及び内部監査部門による監査等の結果について、それぞれ報告が行われています。

(2) 情報管理

当社は、決裁手続を電子化することにより、迅速かつ効率的な文書管理体制を構築しており、稟議書等の決裁文書は、文書管理規程その他の社内規程に基づき、電子的に適切に保存、管理しています。

また、取締役会議事録については、法令等に基づき適切に保管するとともに、取締役会資料等と併せて文書管理システムに登録し、データベース化により情報共有を図っています。

(3) リスク管理

当社グループは、リスク管理推進責任者（各本部長、本支店長、関係会社社長）による自律的な管理の状況について、リスク管理委員会が有効性の評価及び改善指示を行うことで、リスクマネジメントを実践しています。

また、同委員会において決定した当事業年度のＢＣＰ（事業継続計画）実施計画に基づき、避難訓練、安否確認訓練、徒歩出社訓練等大規模災害を想定した必要な訓練を行っています。

(4) 取締役の職務執行

当社は、取締役会における十分な審議時間の確保と重要事項の審議の充実を図るため、取締役会における「決議事項」、「報告事項」に加えて、新たに正式な決議・報告に先立ち重要な経営事項を審議する「審議事項」を設け、運用するとともに、当社定款に基づき、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の一部について取締役社長に委任し、取締役会の付議事項を絞り込みました。

当事業年度においては、取締役会を17回、経営会議を12回及び執行役員会を6回開催し、経営に関する重要な事項の審議、決定及び業務執行に関する状況等の報告を行いました。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、コーポレートガバナンスの強化を図る目的で新たに設置した指名・報酬諮問委員会（社長と3名の独立社外取締役で構成し、委員長（議長）は独立社外取締役）を5回開催し、監査等委員でない取締役の指名や報酬等について審議し、取締役会に答申を行いました。

さらに、決裁の迅速化及び効率化と権限や責任の明確化を図るべく、経営会議体への付議・報告事項の内容や基準及び個別職務権限の定期的な見直しを継続的に行っています。

(5) 関係会社管理

当社は、関係会社管理規程に基づき、連結子会社の取締役の職務執行について適切に承認・報告の手続きを行っています。

当社から派遣された取締役及び監査役は、当該子会社の取締役会に出席し、議案の審議等に必要な発言を行い適切に管理、モニタリングしています。

また、関係会社社長会を年２回開催し、当社グループにおける「中期経営計画（2015～2017年度)」の進捗状況や内部統制に関する事項等の共有と必要な助言を行っています。

なお、連結子会社の監査については、当社の内部監査部門の監査と当該子会社の監査役による監査や当社の選定監査等委員（常勤監査等委員）による監査とを合同で行うことにより、各監査の連携を図りつつ、監査の実効性の強化を図っています。

(6) 監査等委員会（監査等委員会補助者、報告体制及び職務執行等)

総務部門及び内部監査部門の指定された社員（計4名）が、監査等委員会補助者として、監査等委員会の指示に従い誠実に職務を遂行しています。

監査等委員会が実効的な監査を行えるよう、監査等委員会で作成した監査方針・監査計画を文書管理システムに掲載し全社に周知しています。

監査等委員は、各種経営会議体及び関係会社社長会等の重要な会議への出席並びに取締役社長とは年4回、各取締役とは年2回の定期的な意見交換会の開催を通じ、重要な経営事項等を共有しています。また常勤監査等委員と内部監査部門との会合を毎月開催し、相互の監査状況等について確認するとともに、内部監査部門は、毎月、監査等委員会において業務監査状況を報告するなどの連携を図っています。

監査等委員会への報告を行った役員及び社員が、これを理由に不利益な取り扱いを受けた事案は、認められていません。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、いわゆる買収防衛策を含め、特に定めません。

当社といたしましては、株式の大量買付けに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、当社は、豊かで安全・安心な国土づくりに貢献し利益を確保するとともに、収益力の強化により企業価値の向上を図り、顧客、株主をはじめ関係各位の期待に応えることを経営の基本としており、これに照らして、当社の企業価値、株主共同の利益に反する者が当社の支配権の獲得を表明した場合には、当社としては、金融商品取引法で定められている「意見表明報告書」（公開買付に関する意見の内容、根拠及び理由）において取締役会の考え方を表明するなど、法令及び定款で認められる範囲内において、最も適切な措置を講じることとしております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元と経営基盤の強化を重要な経営課題と位置づけ、安定的に配当を継続することを基本方針といたします。剰余金の配当につきましては、この基本方針を踏まえつつ、利益を還元する指標として「連結配当性向25％以上」を目標として定め、財務及び業績の状況等を総合的に勘案し、決定してまいります。

（注） 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	**37,337**	**流動負債**	**21,092**
現金預金	9,891	支払手形・工事未払金等	7,667
受取手形・完成工事未収入金等	20,150	電子記録債務	6,354
電子記録債権	2,868	短期借入金	900
未成工事支出金等	1,017	リース債務	256
販売用不動産	552	未払法人税等	1,325
材料貯蔵品	399	未成工事受入金等	1,265
未収入金	1,040	完成工事補償引当金	109
繰延税金資産	655	工事損失引当金	119
その他	842	賞与引当金	1,375
貸倒引当金	△77	役員賞与引当金	42
		その他	1,680
固定資産	**10,024**		
有形固定資産	**6,332**	**固定負債**	**2,755**
建物及び構築物	1,973	リース債務	360
減価償却累計額	△1,320	退職給付に係る負債	2,363
機械装置及び運搬具	7,483	役員株式給付引当金	19
減価償却累計額	△6,276	その他	13
工具、器具及び備品	17,567	**負債合計**	**23,846**
減価償却累計額	△16,103	(純資産の部)	
土地	2,454	**株主資本**	**23,528**
リース資産	1,366	**資本金**	**5,000**
減価償却累計額	△814	**資本剰余金**	**14,756**
		利益剰余金	**4,107**
無形固定資産	**127**	**自己株式**	**△335**
投資その他の資産	**3,565**	**その他の包括利益累計額**	**△281**
投資有価証券	2,102	**その他有価証券評価差額金**	**198**
長期貸付金	49	**為替換算調整勘定**	**△146**
繰延税金資産	965	**退職給付に係る調整累計額**	**△333**
その他	560	**非支配株主持分**	**267**
貸倒引当金	△110		
		純資産合計	**23,514**
資産合計	**47,361**	**負債・純資産合計**	**47,361**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		
完成工事高	62,162	
兼業事業売上高	4,995	67,157
売上原価		
完成工事原価	52,187	
兼業事業売上原価	3,296	55,483
売上総利益		
完成工事総利益	9,976	
兼業事業総利益	1,699	11,675
販売費及び一般管理費		7,866
営業利益		3,809
営業外収益		
受取利息及び配当金	45	
特許実施収入	16	
雑収入	70	
その他	0	131
営業外費用		
支払利息	31	
支払手数料	19	
支払保証料	27	
為替差損	11	
その他	4	92
経常利益		3,848
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	2	
その他	0	14
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	16	
減損損失	31	
和解金	27	
その他	4	82
税金等調整前当期純利益		3,780
法人税、住民税及び事業税	1,472	
法人税等調整額	△315	1,157
当期純利益		2,623
非支配株主に帰属する当期純利益		55
親会社株主に帰属する当期純利益		2,568

連結株主資本等変動計算書

(平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)

(百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	14,756	2,197	△252	21,701
連結会計年度中の変動額 剰余金の配当			△658		△658
親会社株主に帰属する当期純利益			2,568		2,568
自己株式の取得				△83	△83
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	1,910	△83	1,827
当期末残高	5,000	14,756	4,107	△335	23,528

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	115	△140	△499	△524	215	21,392
連結会計年度中の変動額 剰余金の配当						△658
親会社株主に帰属する当期純利益						2,568
自己株式の取得						△83
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	83	△6	166	242	53	295
連結会計年度中の変動額合計	83	△6	166	242	53	2,123
当期末残高	198	△146	△333	△281	267	23,514

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	**36,158**	**流動負債**	**20,240**
現金預金	9,190	支払手形	1,787
受取手形	1,352	電子記録債務	6,354
電子記録債権	2,906	工事未払金	5,120
完成工事未収入金	17,179	兼業事業未払金	291
兼業事業未収入金	305	短期借入金	900
未成工事支出金等	905	リース債務	29
販売用不動産	552	未払金	356
関係会社短期貸付金	740	未払法人税等	1,217
未収入金	1,773	未成工事受入金等	1,239
繰延税金資産	611	完成工事補償引当金	109
その他	718	工事損失引当金	119
貸倒引当金	△74	賞与引当金	1,279
		役員賞与引当金	42
		その他	1,398
固定資産	**8,889**		
有形固定資産	**3,363**	**固定負債**	**1,865**
建物及び構築物	533	リース債務	43
機械装置及び運搬具	76	退職給付引当金	1,794
工具、器具及び備品	1,121	役員株式給付引当金	19
土地	1,579	その他	9
リース資産	53		
		負債合計	**22,105**
無形固定資産	**124**	(純資産の部)	
ソフトウェア	118	**株主資本**	**22,752**
その他	6	**資本金**	**5,000**
投資その他の資産	**5,402**	**資本剰余金**	**2,472**
投資有価証券	1,971	資本準備金	2,472
関係会社株式	1,075	その他資本剰余金	0
従業員に対する長期貸付金	49	**利益剰余金**	**16,381**
関係会社長期貸付金	1,400	その他利益剰余金	
破産更生債権等	2	配当準備積立金	221
繰延税金資産	510	固定資産圧縮積立金	33
その他	500	別途積立金	4,524
貸倒引当金	△105	繰越利益剰余金	11,604
		自己株式	**△1,101**
		評価・換算差額等	**190**
		その他有価証券評価差額金	**190**
		純資産合計	**22,942**
資産合計	**45,047**	**負債・純資産合計**	**45,047**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

科目	金額	
売上高	百万円	百万円
完成工事高	59,616	
兼業事業売上高	3,602	63,218
売上原価		
完成工事原価	50,534	
兼業事業売上原価	2,273	52,807
売上総利益		
完成工事総利益	9,082	
兼業事業総利益	1,328	10,411
販売費及び一般管理費		6,976
営業利益		3,435
営業外収益		
受取利息及び配当金	94	
業務受託料	52	
特許実施収入	16	
その他	9	171
営業外費用		
支払利息	7	
支払手数料	19	
支払保証料	27	
為替差損	11	
その他	4	67
経常利益		3,538
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	2	
その他	0	4
特別損失		
固定資産売却損	3	
減損損失	31	
和解金	27	
その他	7	68
税引前当期純利益		3,474
法人税、住民税及び事業税	1,338	
法人税等調整額	△332	1,005
当期純利益		2,469

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
当期首残高	5,000	2,472	0	2,472	14,570	△1,018	21,024
事業年度中の変動額 剰余金の配当					△658		△658
当期純利益					2,469		2,469
自己株式の取得						△83	△83
固定資産圧縮積立金の取崩					—		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,811	△83	1,728
当期末残高	5,000	2,472	0	2,472	16,381	△1,101	22,752

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	110	110	21,134
事業年度中の変動額 剰余金の配当			△658
当期純利益			2,469
自己株式の取得			△83
固定資産圧縮積立金の取崩			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	80	80	80
事業年度中の変動額合計	80	80	1,808
当期末残高	190	190	22,942

その他利益剰余金の内容

	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	221	33	4,524	9,792	14,570
事業年度中の変動額 剰余金の配当				△658	△658
当期純利益				2,469	2,469
自己株式の取得					
固定資産圧縮積立金の取崩		△0		0	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	—	△0	—	1,812	1,811
当期末残高	221	33	4,524	11,604	16,381

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

株式会社不動テトラ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　田　清　朗　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　橋　本　裕　昭　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社不動テトラの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不動テトラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

株式会社不動テトラ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原　田　清　朗	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋　本　裕　昭	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社不動テトラの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び本支店等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

株式会社不動テトラ　監査等委員会

常勤監査等委員	松　村　　雅　博	㊞
監査等委員（社外取締役）	永　田　　靖　一	㊞
監査等委員（社外取締役）	寺　澤　　　進	㊞
監査等委員（社外取締役）	長谷川　　宅　司	㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株式会社不動テトラ第71期定時株主総会会場ご案内図



場　　所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館８階ホール
TEL (03)3667−9210

交通機関　地下鉄（東京メトロ）東西線・日比谷線
茅場町駅 出口８ 直結
（東京メトロ）東西線・銀座線
（都　　営）浅草線
日本橋駅 出口Ｄ２ 徒歩５分